

## 平成 31 年 第 4 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 31 年 4 月 16 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 56 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 3 階 正庁ホール
3. 出席委員数 11 名
4. 欠席委員数 4 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	欠
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	欠
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	欠	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	欠			

5. 議事録署名委員の指名

\_\_\_\_\_ 3 番 田島 茂 \_\_\_\_\_ 5 番 木津 一秀 \_\_\_\_\_

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史  
 係 長 藤田 鉄也  
 係 員 川原 一仁 後藤 海帆 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第 18 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画 (案) について
- (3) 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 22 号 現況証明 (非農地証明) について
- (7) 議案第 23 号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 11 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。  
 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、

会長をお願いいたします。

## (1) 開 会

議長           みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)  
皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。  
それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は11名であります。  
開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。  
また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。  
それでは、ただいまから平成31年第4回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  
(とき：午後2時7分)

## (2) 議事録署名委員の指名

議長           日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。3番 田島茂 委員、5番 木津一秀 委員、をお願いします。

## (3) 報告事項

議長           日程3の報告事項に入ります。  
まず、会長報告及び各種報告であります。平成31年第3回定例総会から本日の平成31年第4回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。  
まずは、資料1をご覧ください。  
その中から、※のついた5点について、2ページ以降に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)  
私からの報告は、以上です。

議長           続きまして、各種報告ですが、14番 安藤哲生 副会長 より報告があるようです。

14番委員       14番、安藤哲生です。3月18日に開催されました公益社団法人豊後大野市農林業振興公社の第3回理事会に出席いたしましたので、報告いたします。議事につきましては、1号議案につきましては平成31年度事業計画(案)、収支予算書(案)ならびに資金調達及び設備投資の見込みの記載した書類(案)について、2号議案については、受託作業料金改定(案)について協議をいたしました。

1号議案については特に質疑はございませんでした。2号議案については、10月からの消費税引上げに伴うものであり、10月1日からの適用ということで承認をされました。その他の案件です。まず1点目は、細井事務局長の退職に伴ない、4月より田北昌弘氏が事務局長として着任をするという報告がございました。それから2点目が、飼料作業機械ジャイロテッタの購入についての報告がございました。3点目は、新規就農者研修施設事業

の第6期生研修終了証書交付式ならびに第8期生の研修開校式についての報告がございました。4点目が、平成30年度地域農業経営サポート機構育成事業の成果についての報告がございました。以上、4項目についての報告がございましたので、皆さんに報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

#### (4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

「議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について」及び「議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 今年度から、利用権設定と農地中間管理事業を担当することになりました農業振興課農政企画係の佐々木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは農用地利用集積計画について説明させていただきます。別冊議案書、第17号をご覧ください。議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成31年4月16日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成31年4月17日公告予定分を朗読）以上です。

続きまして、農用地利用配分計画について説明させていただきます。4ページの議案第18号をお開きください。議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成31年4月16日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして5ページをお開きください。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第17号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく

農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 18 号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 18 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について」は、原案のとおり、問題ないいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。  
(とき、午後 2 時 19 分)

議長 それでは、再開します。  
(とき、午後 2 時 20 分)

議長 次に「議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案書の 1 ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。  
「議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 7 案件について、地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 16 番 長野文重 委員にお願いいたします。

16 番委員 16 番 三重の長野文重です。4 月 8 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。  
番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、県外在住で農地の管理ができないため、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人と相談しました。譲受人も自宅に近く利便性が良い事から贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、273 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしているこ

とから、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●● さんから譲受人 ●●●● さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、県外在住で農地の管理ができないため、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人と相談しました。譲受人も自宅に近く利便性が良い事から贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、59 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番及び番号 4 番の 2 案件を 40 番 山崎淳三 委員をお願いいたします。

40 番委員 40 番、千歳の山崎 淳三です。

4 月 5 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 3 番の案件ですが、貸人 ●●●● さんから借人 ●●●● さんへの使用貸借による貸借権設定についてであります。

貸人と借人は兄弟です。貸人は、大分市に居住しており、仕事が忙しくなり農作業が困難になったため借人に耕作を依頼し、借人と使用貸借をするものです。借人の権利取得後の経営面積は 44 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

続きまして、番号 4 番の案件ですが、譲渡人 ●●●● さんから譲受人 ●●●● さんへの売買による所有権移転についてであります。

譲渡人は、大病を患い耕作ができなくなったため、申請地を譲受人が父と共に管理をしていました。譲渡人より譲りたいと相談があり、譲受人も自身の耕作地に隣接しており利便性が良いことから売買で話がまとまり申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、31 アールですが、番号 3 番案件と併せますと、53 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。

したがいまして、地区審査会の意見としましては、番号 3 番案件も認められますと、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 19 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 19 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 19 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは引き続き、議案書の 1 ページをご開きください。概要書と事前に配布してある図面もお開きください。

「議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 2 番までの 2 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番及び番号 2 番までの 2 案件について地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を、2 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

2 番委員 2 番 三重の後藤綾子です。4 月 8 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は、市道拡張工事の残地であり、面積も狭く耕作条件の悪い農地となっていました。そのため、申請者は、市道を挟んだ自宅に駐車スペースが少なかったため、平成 22 年 4 月頃より駐車場として整備し、利用してきました。今回、是正のため申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第 2 種農地のその他の農地 に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は申請者の父が昭和 49 年 5 月に、住宅を建築し、これまで利用してきました。申請地相続後に、財産の整理を検討したところ、申請地が農地であることがわかり、是正のため申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第 2 種農地のその他の農地 に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 20 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

- 議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。  
審査報告は、議案第 20 号の番号 1 番及び番号 2 号の 2 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。  
これから採決します。議案第 20 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局長 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、「議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。
- 議長 次に、「議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書の 2 ページをご開きください。あわせて、概要書と図面もお開きください。  
「議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を、2 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。
- 2 番委員 2 番 三重の後藤 綾子です。  
4 月 8 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。  
番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん・●●●●さんから転用者 ●●●●さんへの「所有権の移転が伴う農地の転用の件について」であります。  
転用者は、三重町内の借家で妻と子の三人で生活していますが、子の成長に伴い手狭となってきたために、住宅の新築を計画し、併せて自身が代表を務める建設会社の事務所の新築を計画しました。事業用資材等の管理面から、住宅と事務所が隣接して建築出来る土地を探していましたが、面積や金額的な条件の折り合いが整わず断念していたところ、申請地を見つけ、それぞれ譲渡人に相談しました。譲渡人の 2 人とも申請地の管理に困っていたため、売買で話がまとまり、申請するものです。  
審査の結果、許可基準の農地区分「第 1 種農地」に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の (e) の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると認められ、「問題ない」と認められました。  
次に番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さん・●●●●さんから転用者 ●●●●さんが代表取締役を務める株式会社 ●●●●への「所有権の移転が伴う農地の転用の件について」であります。  
転用者である建設会社の代表者は、先ほどの番号 1 番案件と同じく事務所と個人住宅の新築を計画し、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分「第1種農地」に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)の(イ)の(e)の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する」と認められ、「問題ない」と認められました。

以上報告します。

議長 次に、番号3番の案件を、9番 衛藤英教 委員にお願いいたします。

9番委員 9番、大野の衛藤英教です。4月5日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、転用者 株式会社●●●● ● 代表取締役 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件について、であります。転用者は、不動産業や太陽光発電事業を行う法人です。今回、再生可能エネルギー全量買取制度を利用した太陽光発電施設の設置を計画し、日照条件も良く、地価も安い豊後大野市で事業候補地を探していました。いくつかの候補地を検討しましたが、金額面で断念をしていたところ、譲渡人所有の申請地が面積も適当であったことから相談をしたところ、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないため」に該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第21号の番号1番から番号3番の3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第21号の番号1番から番号3番の3案件につきましては、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第21号の番号1番から番号3番の3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番の3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第22号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書の2ページをお開きください。あわせて概要書もお開きください。  
「議案第22号 現況証明（非農地証明）について」  
（議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号1番及び番号2番までの2案件について地区審査会の報告を求めます。  
まず、番号1番の案件を、2番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

2番委員 2番 三重の後藤綾子です。4月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第4条及び第5条許可を得て転用を行った土地で、現況は許可通りに事務所用地として転用されていますが、許可書を紛失し地目変更できないため申請したものです。

判断基準は、農地法第4条第1項または第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号2番の案件を、1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 1番 緒方の麻生祐三子です。4月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、毎年のように水害があり、20年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みがないため申請したものです。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元することが困難で、仮に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。周囲への影響については、申請地はもともと条件の悪い地域であり、隣接する農地への影響は認められません。

地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第22号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。  
審査報告は、議案第22号の番号1番及び番号2番の2案件については、「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第 22 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 22 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第 23 号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の 3 ページをお開きください。  
「議案第 23 号 空き家に付随した農地の指定について」  
（議案書のとおり、番号 1 番について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましても、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。  
それでは、議案第 23 号について。これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 23 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 23 号 空き家に付随した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、平成 31 年第 4 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。  
（とき、午後 2 時 56 分）

議事録署名委員 3 番委員 田島 茂

” 5 番委員 木津 一香